## 福島県道路凍結抑制剤購入仕様書

#### 第1条 目的

本仕様書は、福島県が使用する凍結抑制剤(塩化ナトリウム(25kg))の購入に関し必要な事項を 定め、契約の適正な履行の確保を図るものである。

#### 第2条 納入計画書

凍結抑制剤納入者(以下「納入者」という。)は、入札に先立つ資格確認申請時において、 運搬体制、運搬経路、連絡体制、緊急時の対応及びその他必要と認められる事項を記載した 納入計画書を提出するものとする。なお、契約後速やかに除雪事業担当監督員(以下「監督 員」という。)に、同計画書を提出するものとする。

#### 第3条 納入期限

納入者は、監督員の納入指示の日から3日以内に納入しなければならない。 なお、緊急の場合には即日納入が図れる体制を取るものとする。

#### 第4条 納入検収

納入にあたっては、監督員と立会い、納入量及び品質の確認を受けるものとする。検収において、固形化や品質劣化等の不良品が確認された場合には、速やかに回収し交換するものとする。

#### 第5条 納入薬剤の種類、予定量及び納入場所

- 1. 納入薬剤の種類及び予定量については別表(1)のとおりとするが、当該年度の降雪等の気象状況により変動するものとする。
- 2. 納入場所については、別表(1)の「納入場所」のうち、各建設(土木)事務所内の監督 員の指示する場所とする。
- 3. 納入における荷下ろしは、納入者が行うものとする。

#### 第6条 凍結抑制剤の品質規格及び試験方法

- 1. 凍結抑制剤(塩化ナトリウム)は、別表(2)に定める品質規格に適合しなければならない。
- 2. 契約後速やかに、凍結抑制剤の品名、製造元、生産地及び品質規格を明示した材料証明書を監督員に提出するものとする。なお、これら品質規格を判定できる資料については、公的試験機関等による品質試験成績書とする。
- 3. 納入者は、その品質規格等に疑義が生じ、監督員より物品の品質規格についての検査を 指示された場合はその指示に従い、品質試験成績書を速やかに提出しなければならない。
- 4. 品質及び粒度の試験方法
  - 1品質試験

「塩試験方法」及び「排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法」による。

②粒度試験

「化学製品のふるい分け試験方法」による乾燥ふるい分け法による。

#### 第7条 包装袋の材料

- 1. 凍結抑制剤(塩化ナトリウム)については、表面はクラフト紙(重包装用紙)を使用し、 内面はポリエチレンクロス貼りとする一層袋、上部カットテープ付きの袋(イージーオー プン袋)とする。
- 2. 包装袋の材料は上記を基本とする。なお、運搬及び散布作業に支障がなく、湿気を通さない材質のものでも可とするが、その場合には、契約後速やかにサンプルを提出するものとする。

#### 第8条 疑義

凍結抑制剤納入にあたり、本仕様書に明示なき事項又は疑義が生じた場合には、速やかに 監督員と協議のうえ定めるものとする。

#### 別表(1)

### 令和7年度調達の凍結抑制剤の種類及び予定数量等

|  | 購入品目    | 包装単位   | 包装材質                              | 品質及び規格・   | 年度内予定数量 |             | 最低発注量※1                    | 納入場所                  |     | 備考   |
|--|---------|--------|-----------------------------------|-----------|---------|-------------|----------------------------|-----------------------|-----|------|
|  |         |        |                                   |           | ( t )   | 袋換算数<br>(袋) | 上段:(t/1回当たり)<br>下段:(袋換算数量) | 場所                    | 箇所数 | 1佣 右 |
|  | 塩化ナトリウム | 25kg/袋 | ー層クラフト紙袋 <sub>※2</sub><br>(重包装用紙) | 別表(2)のとおり | 80. 0   | 3, 200      | 1.000<br>40                | いわき建設事務所管内<br>(詳細は下表) | 2   |      |

<sup>※1</sup> 最低発注量は、各事務所発注1回当たりの発注数量とする。

※2 表面はクラフト紙(重包装用紙)を使用し、内面はポリエチレンクロス貼りとする一層袋、上部カットテープ付きの袋(イージーオープン袋)とする。

| 納入場所の名称     | 下記住所地                      | 予定数量     |  |  |
|-------------|----------------------------|----------|--|--|
| 福島県いわき建設事務所 | 場場いわき建設事務所 福島県いわき市平字梅本15番地 |          |  |  |
| 福島県勿来土木事務所  | 来土木事務所 福島県いわき市東田町1丁目26-1   |          |  |  |
|             | 合計                         | 3, 200 袋 |  |  |

凍結抑制剤の品質規格(塩化ナトリウム25kg詰)

| 有害物質 | 飽和溶液(20℃における飽和濃度26.4%)における<br>含有成分が水質汚濁防止法の排水基準のうち、別表(3)の<br>基準に適合すること。  |
|------|--|
| 純 度  | 純度95%以上とする。  |
| 形状   | 粒状   |
| 粒 径  | <ul> <li>・平均粒径 : 1.0mm程度</li> <li>・最大粒径 : 10.0mm</li> <li>・粒径の上限: 8.0mm以上が5%以下</li> <li>下限: 0.15mm以下が5%以下</li> </ul> |
| 含水率  | 3.0%以下とする。   |
| 異物等  | 土砂及び木片等の異物の混入がなく、福島県が実施する凍<br>結抑制剤散布作業に支障がないものとする。   |

# 有害物質に関する基準

| <u> </u>                                     |  |
|--|--|
| 有害物質の種類                                      | 許容限度   |
| カドミウム及びその化合物                                 | カドミウム 0.1mg/スス                                   |
| シアン化合物                                       | シアン 1mg/ヒス                                       |
| 有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、<br>メチルジメトン及びEPNに限る。) | 1mg/หื   |
| 鉛及びその化合物                                     | 鉛 0.1mg/パ  |
| 六価クロム化合物                                     | 六価クロム 0.5mg/スス                                   |
| ヒ素及びその化合物                                    | ヒ素 0.1mg/ドズ                                      |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物                          | 水銀 0.005mg/トネネ                                   |
| アルキル水銀化合物                                    | 検出されないこと   |
| ポリ塩化ビフェニール(PCB)                              | 0. 003mg/¦兆                                      |
| チウラム   | 0.06mg/¦ズ  |
| シマジン   | 0. 03mg/¦ズ                                       |
| チオベンカルブ                                      | 0. 2mg/╎;;                                       |
| セレン及びその化合物                                   | 0. 1mg/╎;;                                       |
| ホウ素及びその化合物                                   | 10mg/ドル  |
| フッ素及びその化合物                                   | 8mg/หื   |
| アンモニア、アンモニウム化合物、<br>亜硝酸化合物及び硝酸化合物            | アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、<br>亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/% |

<sup>(</sup>注1) 試験方法は、排水基準を定める省令及び環境大臣が定める検定方法によること。